

とっとり SDGs パートナー制度 実施要綱

(目的)

第1条 SDGsに取り組む個人又は団体等に「とっとり SDGs パートナー」制度（以下、「パートナー制度」という。）に参画していただくことにより、SDGs の認知度向上と取組の「見える化」を進め、SDGs のゴール達成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、申込者等の定義は次のとおりとする。

- (1) 申込者 パートナー制度に参画しようとする個人又は団体等をいう。
- (2) 団体等 県内に活動拠点が存在し、県内において活動を行う企業、法人、団体（法人格のないものを含む。）とする。
- (3) 参画者 パートナー制度に参画する個人又は団体等をいう。

(申込み)

第3条 申込者は、県が別途定める期限内に、別添様式により申し込みを行うものとする。

(参画要件)

第4条 県は、前条の申込内容に不備がないことを確認した後、申込者を「とっとり SDGs パートナー」に登録するものとする。ただし、県は、申込者が次の要件のいずれかを満たすと認めた場合、登録しないものとする。

- (1) 申込書の記載に虚偽がある場合
- (2) 申込者が暴力団又は暴力団関係者であることが判明した場合
- (3) その他本制度の運営に重大な支障が生じると認められる場合

(参画者の責務)

第5条 参画者は、自らのSDGs活動を積極的に情報発信するよう努めるものとする。

- 2 前項の場合のほか、県は、参画者に対し、SDGsの推進に向けた活動状況の報告を求めることができる。

(県の責務)

第6条 県は、参画者に対して「とっとりSDGsパートナー証」を交付するものとする。

- 2 県は、参画者のSDGs活動を積極的に情報発信するなど、参画者の活動支援に努めるものとする。

(変更の届出)

第7条 参画者は、申込内容に変更が生じた場合は、別添様式により、県に変更内容を届け出るものとする。

(登録の取り消し)

第8条 県は、参画者が第4条の要件を満たしていないことを確認した場合のほか、参画者からの申し出があった場合又は参画者の存在が認められない場合は、登録を取り消すことができるものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 県は、申込者等が提供した情報について、本制度の運用にのみ使用することとし、それ以外の

目的に使用しない。

(所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、鳥取県地域社会振興部県民参画協働課において所掌する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は鳥取県地域社会振興部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

(様式)

「とっとり SDGs パートナー」登録申込書（変更届出書）

令和 年 月 日

住所・所在地	
団体名（個人の場合不要）	
代表者名（個人名）	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	

私（当団体）は、「とっとり SDGs パートナー制度実施要綱」を遵守し、「とっとり SDGs パートナー」として、以下のとおり SDGs の達成に向けた取組を推進します。

SDGs の達成に向けた活動内容

1 これまでの活動内容（SDGs に関連すると考える活動）

2 SDGs 達成に向けた今後の活動（活動予定、関心のある取組も可）

3 上記 1 と 2 の活動に関連すると考える SDGs のゴール



	該当するゴール番号（複数選択可）
1	
2	

4 その他

※これまでの活動内容や今後の活動予定をなるべく詳細に記載してください。

※現在の活動内容や団体の概要が分かる資料を添付してください。